

川口市上下水道局指定給水装置工事事業者確認事項

作成日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

指 定 番 号	第〇〇〇号	／	<input type="checkbox"/> 新規指定
氏名又は名称	株式会社 〇〇〇〇〇〇〇		
郵便番号・住所	〒000-0000 埼玉県川口市〇〇〇〇〇〇〇		
代 表 者 氏 名	代表取締役 〇〇〇 〇〇〇		
電 話 番 号	048-〇〇〇-〇〇〇〇		

【確認事項1】講習会受講実績（過去5年以内）

日本水道協会埼玉県支部が実施している指定給水装置工事事業者研修会の受講実績を記載してください。

受講年月日（該当の□部にレ点等を記入）	（公表： <input checked="" type="checkbox"/> 可／ <input type="checkbox"/> 不可）
<input checked="" type="checkbox"/> 受講（平成 〇年 〇月 〇日）／ <input type="checkbox"/> 未受講	
（未受講の場合、その理由）※ 非公表	

・受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。 確認

【確認事項2】業務内容等

（1）休業日、営業日・時間、修繕対応時間		（公表： <input checked="" type="checkbox"/> 可／ <input type="checkbox"/> 不可）
休業日： 日曜日、祝祭日、夏季、年末年始	営業日： 月曜日～土曜日 営業時間： 月曜日～金曜日 9時～18時 土曜日 9時～17時	修繕対応時間： 9時～17時
（2）漏水等修繕対応の可否（該当の□部にレ点等を記入）		（公表： <input checked="" type="checkbox"/> 可／ <input type="checkbox"/> 不可）
<input checked="" type="checkbox"/> 屋内給水装置の修繕 <input checked="" type="checkbox"/> 埋設部の修繕 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
（3）対応工事種別（該当の□部にレ点等を記入）		（公表： <input checked="" type="checkbox"/> 可／ <input type="checkbox"/> 不可）
配水管からの分岐～水道メーター（ <input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 改造） 水道メーター～宅内給水装置（ <input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 改造）		
（4）その他 ※緊急時連絡先		（公表： <input checked="" type="checkbox"/> 可／ <input type="checkbox"/> 不可）
緊急連絡先 090-****-****（代表者）		

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者はその旨を届け出るようお願いいたします。

【確認事項3】給水装置工事主任技術者等の研修受講状況（過去5年以内）

（参考）水道法施行規則

第36条 水道法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
〇〇〇 〇〇〇	給水工事振興財団 e-ラーニング	令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇 〇〇〇	自社内研修 〇〇に関する業務研修	令和〇〇年〇〇月〇〇日
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
<input checked="" type="checkbox"/> 可 / <input type="checkbox"/> 不可		

・外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。 確認

・自社内研修については、研修内容を記載してください。

・受講者名は、公表の対象ではありません。

・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

【確認事項4】適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況（過去1年以内）

（参考）水道法施行規則

第36条 水道法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

技能を有する者の氏名（公表対象外）	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか（□部にレ点等を記入）	資格等の有無（○×を記入）		工事年度※2
			保有している資格等（下段番号を記入）※1	
○○○ ○○○	<input checked="" type="checkbox"/> 配水管への分水栓の取付・せん孔 <input checked="" type="checkbox"/> 給水管の接合	○	①	
○○○ ○○○	<input checked="" type="checkbox"/> 配水管への分水栓の取付・せん孔 <input checked="" type="checkbox"/> 給水管の接合	○	②	H30
○○○ ○○○	<input type="checkbox"/> 配水管への分水栓の取付・せん孔 <input checked="" type="checkbox"/> 給水管の接合	×		
	<input type="checkbox"/> 配水管への分水栓の取付・せん孔 <input type="checkbox"/> 給水管の接合			
	<input type="checkbox"/> 配水管への分水栓の取付・せん孔 <input type="checkbox"/> 給水管の接合			

上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）

可 / 不可

※1 以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
- ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

※2 過去1年以内の工事实績がない場合は、直近の状況を記載してください。

- ・資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。 確認
- ・「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。
- ・技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。
- ・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。